

労務管理講習会

カスタマーハラスメントの対策 ～社員と会社を守るために～

厚生労働省の令和5年度調査によると、カスタマーハラスメント（以下、カスハラ）を受けた労働者は全労働者のうち10.8%となっています。

令和7年6月4日、企業がカスハラ対策をとることを義務づける法律が成立しました。カスハラが生じやすい、商品やサービスを提供する事業場等は適切な対応が必要です。

厚生労働省業種別カスハラ対策検討会の委員を務められた専門家が説明いたします。

日時	令和7年11月19日（水）10:00～11:30（開場・受付開始 9:30）		
会場	渋谷区立商工会館5階 第一会議室		
内容	<p>✿ ■ 主な解説内容 ■ ✿</p> <p>○カスハラの具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・殴る、ける、体当たり、頭突き、身体を壁に押し付ける、物を投げつける ・大声で死ね・殺す、クズ・ボケ・バカ、ネットにさらしてやる、容姿への侮辱、話しながら物を叩く、高圧的な要求、社員の話の揚げ足をとり責め立てる ・長時間の説教、居座り退去に応じない、長時間電話で拘束する、何回も要求を繰り返す <p>○カスハラでの要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品代金の返金、商品の交換、金銭補償、治療費、土下座 <p>○カスハラが従業員や企業に与える影響</p> <p>○カスハラへの対策</p>		
講師	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 人権啓発センター シニアオフィサー 久保村 俊哉 氏	定員	50名
参加費	無料		
申込方法 申込先	<p>下の申込票にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。受講番号を付してFAXにて返送いたしますので、講習会当日受付にて受講票を提出してください。</p> <p>渋谷労働基準協会 渋谷区鷺谷町19-19 ソフィアハウス20号室 TEL:6416-3720 FAX:6416-3721</p>		
その他	この講習は有料で企画しましたが、渋谷労働基準協会の会員は無料でご案内いたします。		

「カスタマー・ハラスメントの対策」申込書兼受講票

令和7年11月19日（水）10:00～11:30（開場・受付開始 9:30）

会員非会員の別	○を付けてください。 渋谷・三田・品川・大田・新宿、池袋、会員以外		
事業場名		TEL	
		FAX	
所在地	〒	業種	
連絡担当者	部署	氏名	
参加者	氏名（フリガナ）		受講番号
	職		
	氏名		
参加者	氏名（フリガナ）		受講番号
	職		
	氏名		
講習内容に関する質問がありましたらご記入ください。			

返送 FAX 番号：6416-3721（渋谷労働基準協会）

注：◆本受講票を当日受付に提出してください。

◆個人情報は、本研修のため以外に使用することはありません。

《会場案内図》

